

賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除）に関する Q & A

Q1 外形標準課税における「賃上げ促進税制」とは、どのような制度ですか？

Q2 法人税における「賃上げ促進税制」による控除では、当初の申告で適用を受けることが必要とされていますが、法人事業税の付加価値額の控除も同様ですか？

Q3 当該制度の適用を受けるためには、どのような要件を満たす必要がありますか？

Q4 決算月を変更したため、前事業年度と適用事業年度で月数が異なる場合、どのように計算しますか？

Q5 設立事業年度、解散の日を含む事業年度又は清算中の事業年度でも、当該制度は適用となりますか？

Q6 欠損のため、法人税において「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」の適用がありませんが、その場合でも、当該制度は適用となりますか？

Q7 付加価値額からの控除額の計算は、どのように行うのですか？

Q8 出向者に対する給与負担金や雇用安定助成金額を受け取っている場合には、どのように取り扱いますか？

Q9 労働者派遣事業を行っている場合には、どのように計算しますか？

Q10 控除額を計算するための様式や、申告書に添付すべき書類はありますか？

Q11 非課税事業等（非課税事業又は収入金額課税事業）とそれ以外の事業を併せて行っている場合には、どのように計算しますか？

Q12 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行っている場合には、どのように計算しますか？

Q13 仮決算による中間申告を行う場合にも、適用できますか？

Q14 付加価値額の計算における「報酬給与額」と、「賃上げ促進税制」における「給与等」に違いはありますか？

Q1 外形標準課税における「賃上げ促進税制」とは、どのような制度ですか？

A. 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときには、付加価値割の課税標準から一定額を控除できるというものです。（地方税法附則第 9 条第 12 項～第 16 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 13 項～第 17 項）

地方税法附則に規定されている控除の要件については、原則として、法人税における「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」と同様の取扱いとなっています。（取扱通知（県）第 3 章 4 の 2 の 17）

$$\boxed{\text{付加価値額}} - \boxed{\text{給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の控除額}} = \boxed{\text{付加価値割の課税標準}}$$

※マイナスの場合は零

なお、平成 27 年度税制改正において「雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除」が導入されて以降、各年度において付加価値額の控除制度がありますが、事業年度により適用する制度・要件等が異なるため、注意してください。

<参考>

税制の通称等	付加価値額の控除の名称	適用事業年度
「所得拡大促進税制」	雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除	平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度
「賃上げ・生産性向上のための税制」	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度
「人材確保等促進税制」	国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度
「賃上げ促進税制」	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

Q2 法人税における「賃上げ促進税制」による控除では、当初の申告で適用を受けることが必要とされていますが、法人事業税の付加価値額の控除も同様ですか？

A. 法人事業税の「給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除」については、法人税の「賃上げ促進税制」のような当初の申告に係る要件は設けられていません。

ただし、この控除の適用を受けるためには、確定申告書（仮決算による中間申告書を含みます。）、修正申告書又は更正請求書に、[「給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書」（第 6 号様式別表 5 の 6 の 3）](#)を添付する必要があります。

また、控除額は、当該明細書に記載された額が限度となります。（地方税法附則第 9 条第 16 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 17 項）

Q3

当該制度の適用を受けるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか？

A. 以下の表のとおり、事業年度の開始時期により、適用対象及び適用要件が異なります。（地方税法附則第 9 条第 12 項、第 13 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 13 項、第 14 項、取扱通知（県）第 3 章 4 の 2 の 17）

対象事業年度	適用対象法人	控除適用要件	マルチステークホルダー方針の公表に係る届出が必要となる要件
R4. 4. 1～R6. 3. 31 の間に開始する事業年度	外形対象法人	継続雇用者給与等支給額の 前事業年度に対する増加割合が 3 % 以上	資本金 10 億円以上かつ常時使用する従業員 1,000 人以上
R6. 4. 1～R7. 3. 31 の間に開始する事業年度	外形対象法人	継続雇用者給与等支給額の 前事業年度に対する増加割合が 3 % 以上	資本金 10 億円以上かつ常時使用する従業員 1,000 人以上 又は 常時使用する従業員 2,000 人超
R7. 4. 1～R8. 3. 31 の間に開始する事業年度	外形対象法人 （中小企業者等に該当する場合も含む※ 1）	継続雇用者給与等支給額の 前事業年度に対する増加割合が 3 % 以上	資本金 10 億円以上かつ常時使用する従業員 1,000 人以上 又は 常時使用する従業員 2,000 人超
	中小企業者等に該当する外形対象法人※ 1	雇用者給与等支給額の 前事業年度に対する増加割合が 1.5 % 以上	
R8. 4. 1～R9. 3. 31 の間に開始する事業年度	外形対象法人 （中小企業者等に該当する場合も含む※ 1）	常時使用する従業員が 2,000 人以下（※ 2）で、継続雇用者給与等支給額の 前事業年度に対する増加割合が 4 % 以上	資本金 10 億円以上かつ常時使用する従業員 1,000 人以上
	中小企業者等に該当する外形対象法人※ 1	雇用者給与等支給額の 前事業年度に対する増加割合が 1.5 % 以上	

※ 1 中小企業者等に該当する場合には、いずれかの要件を満たしていれば適用できます。

中小企業者等とは、租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項・令和 8 年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する中小企業者等をいいます。

※ 2 常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であっても、その法人及びその法人との間に支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超える場合には、控除の適用はありません。

また、マルチステークホルダー方針の公表に係る届出が必要となる要件に該当する場合には、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組を宣言し、自社ウェブサイト上に宣言内容を公表し、経済産業大臣に届出を行っていることが必要です。（地方税法附則第 9 条第 12 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 13 項、地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 4 項、第 5 項）

なお、この適用要件は法人税における「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」と原則として同じ取り扱いとなっていますが、法人税と異なり当初申告要件はありません。（[Q2](#) 参照）

また、地方税法附則第 9 条第 12 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 13 項の規定は、法人税で青色申告書を提出する法人に限らず、青色申告書以外の申告書を提出する法人にも適用があります。ただし、地方税法附則第 9 条第 13 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 14 項の規定の適用を受けられる中小企業者等は、法人税で青色申告書を提出する法人に限ります。（租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項、令和 8 年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項）

この制度に用いられる用語の定義は、下表のとおりです。

	名称	内容	根拠条文
①	特定法人	常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 5 に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超えるものを除く。）	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 4 号
②	設立事業年度	設立の日を含む事業年度	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 1 号
③	継続雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に対する当該適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額）	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号
④	継続雇用者比較給与等支給額	継続雇用者に対する前事業年度の継続雇用者給与等支給額	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 6 号
⑤	控除対象雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（調整雇用者給与等支給増加額が限度）	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 7 号
⑥	国内雇用者	法人の使用人（役員、特殊関係者及び使用人兼務役員を除く。）のうち、国内の事業所に勤務する雇用者（国内の事業所で作成された賃金台帳に記載された者）	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 2 号 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 第 5 項・第 6 項
⑦	給与等	所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 3 号
⑧	継続雇用者	適用年度及び前事業年度の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号
⑨	調整雇用者給与等支給増加額	以下のイからロを控除した金額 イ 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額） ロ 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 7 号
⑩	雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 8 号
⑪	比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（前事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 9 号
⑫	雇用安定助成金額	国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額	取扱通知（県）第 3 章 4 の 2 の 17 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 7 号
⑬	中小企業者等	租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者（同項第 8 号に規定する適用除外事業者又は同項第 8 号の 2 に規定する通算適用除外事業者を除く。）又は同項第 9 号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項

Q4

決算月を変更したため、前事業年度と適用事業年度で月数が異なる場合、どのように計算しますか？

- A.** 適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合には、継続雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額について、適用年度の月数に換算します。（租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 9 号、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 第 8 項、令和 8 年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 11 号、令和 8 年改正前租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 第 18 項）
- なお、月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月とします。（租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項、令和 8 年改正前租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 6 項）

Q5

設立事業年度、解散の日を含む事業年度又は清算中の事業年度でも、当該制度は適用となりますか？

- A.** 適用できません。本制度は、設立事業年度、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度には適用されません。（地方税法附則第 9 条第 12 項、第 13 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 13 項、第 14 項）

Q6

欠損のため、法人税において「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」の適用がありませんが、その場合でも、当該制度は適用となりますか？

- A.** 当該事業年度が欠損であるため法人税において特別控除の適用がない法人であっても、[Q3](#)の要件を満たしていれば、適用となります。（取扱通知（県）第 3 章 4 の 2 の 17）

Q7

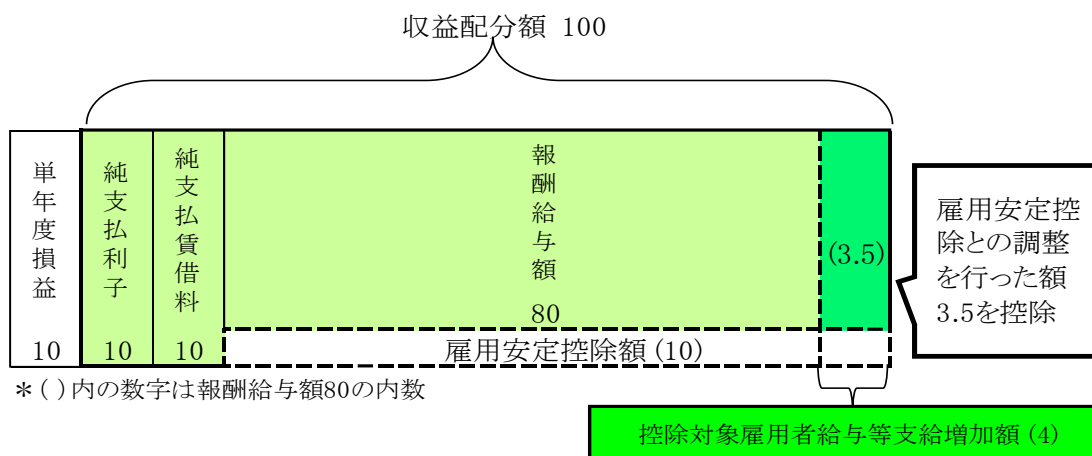
付加価値額からの控除額の計算は、どのように行うのですか？

- A.** 控除額は原則として、控除対象雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額）を基礎とします。ただし、その金額が調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額が控除額の基礎となります。

また、雇用安定控除の適用を受ける場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額に、報酬給与額から雇用安定控除額を控除した額を報酬給与額で除して計算した割合を乗じて、控除額を計算します。（地方税法附則第 9 条第 12 項、第 13 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 13 項、第 14 項）

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{控除額}} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{控除対象雇用者} \\ \text{給与等支給増加額}} \end{array} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \boxed{\text{報酬給与額}} - \boxed{\text{雇用安定控除額}} \end{array} \right)}{\begin{array}{c} \boxed{\text{報酬給与額}} \end{array}}$$

■具体例



雇用安定控除額：

$$\text{報酬給与額 (80)} - \{ \text{収益配分額 (100)} \times 70\% \} = 10$$

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除額：

$$\text{控除対象雇用者給与等支給増加額 (4)} \times \frac{\left[\text{報酬給与額 (80)} - \text{雇用安定控除額 (10)} \right]}{\text{報酬給与額 (80)}} = 3.5$$

課税標準となる付加価値額の計算：

$$\begin{aligned} & \text{収益配分額 (100)} + \text{単年度損益 (10)} - \text{雇用安定控除額 (10)} \\ & \quad - \text{雇用者給与等支給増加額の控除 (3.5)} = 96.5 \end{aligned}$$

※ 労働者派遣をした法人、非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人については、別途調整を行う必要があります。（[Q 9](#) 及び [Q 11](#) 参照）

Q8

出向者に対する給与負担金や雇用安定助成金額を受け取っている場合には、どのように取り扱いますか？

A. 出向先法人から出向者に対する給与に相当する給与負担金を受け取っている場合には、その金額を控除してください。

控除の要件の判定に使用する各給与等支給額や控除額の計算における給与等支給額については、これらの給与等支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合には、当該金額を控除することとされています。（取扱通知（県）第3章4の2の17）

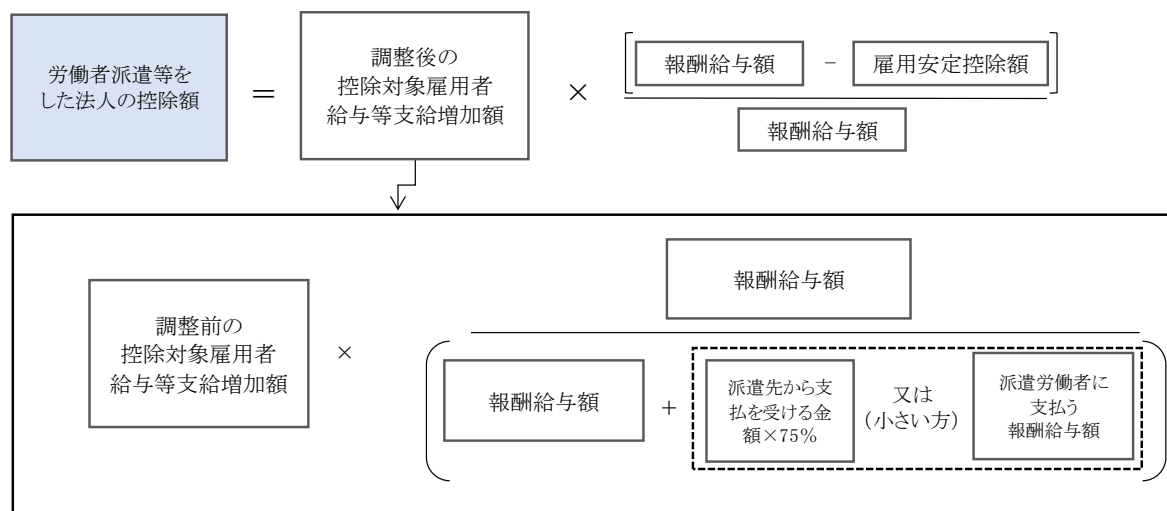
なお、雇用安定助成金額がある場合には、控除の要件の判定に使用する各給与等支給額からは控除しませんが、控除の計算における給与等支給額からは控除することとされているため、注意してください。（取扱通知（県）第3章4の2の17）

区分	支給額の名称	雇用安定助成金額	他の者から支払を受けた金額
控除要件の判定のために用いる給与等支給額	継続雇用者給与等支給額（中小企業者等は、雇用者給与等支給額）	控除しない	控除する
	継続雇用者比較給与等支給額（中小企業者等は、比較雇用者給与等支給額）		

区分	支給額の名称	雇用安定 助成金額	他の者から 支払を受けた金額
調整雇用者給与等支給 増加額の算出に用いる 給与等支給額	雇用者給与等支給額	控除する	控除する
	比較雇用者給与等支給額		

Q9 労働者派遣事業を行っている場合には、どのように計算しますか？

A. 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき労働者派遣等をした法人の控除額は、次の計算式によります。（地方税法附則第 9 条第 14 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 15 項）



Q10 控除額を計算するための様式や、申告書に添付すべき書類はありますか？

A. 当該控除額を計算するため、新たな様式（[第 6 号様式別表 5 の 6 の 3 「給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書」](#)）が設けられました（[記載の手引はこちら](#)）。

確定申告書（仮決算による中間申告書を含みます。）、控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書にこの明細書が添付されている場合に限り、この明細書に記載された金額を限度として控除が適用されます。（地方税法附則第 9 条第 16 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 17 項）

また、以下の①又は②に該当する法人については、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組についての宣言内容を公表していることを経済産業大臣に届け出たことを証する書類の写しを添付することとなっています。（地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 5 項）

- ① 資本金が 10 億円以上で、かつ常時使用する従業員の数が 1,000 人以上の法人
- ② 常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人（②は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始した事業年度に限ります。）

なお、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人は、事業ごとに明細書を作成する必要があります。

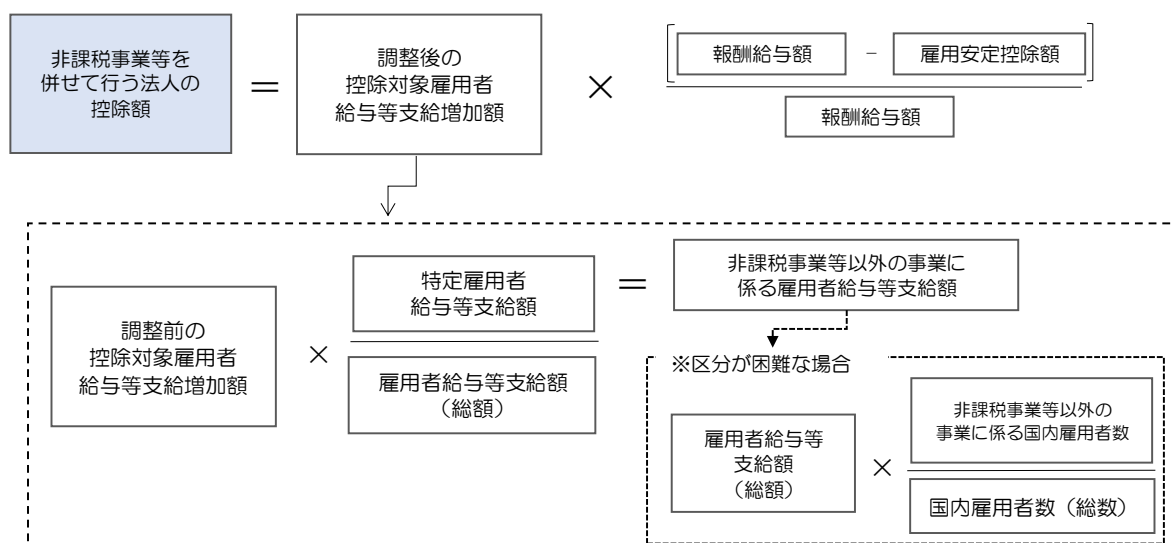
Q11

非課税事業等（非課税事業又は収入金額課税事業）とそれ以外の事業を併せて行っている場合には、どのように計算しますか？

A. 非課税事業等とそれ以外の事業とを併せて行う法人の場合には、雇用者給与等支給額を非課税事業等に係る額とそれ以外の事業に係る額（特定雇用者給与等支給額）に区分し、その割合によって控除対象雇用者給与等支給増加額を按分して控除額を計算します。（地方税法附則第 9 条第 15 項、令和 8 年改正前地方税法附則第 9 条第 16 項）

この場合において、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって非課税事業等以外の事業に係る雇用者給与等支給額（特定雇用者給与等支給額）を計算して、上記控除額の計算を行います。（地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 6 項）

なお、控除の適用要件の判定では、特段の調整は行いません。

**Q12**

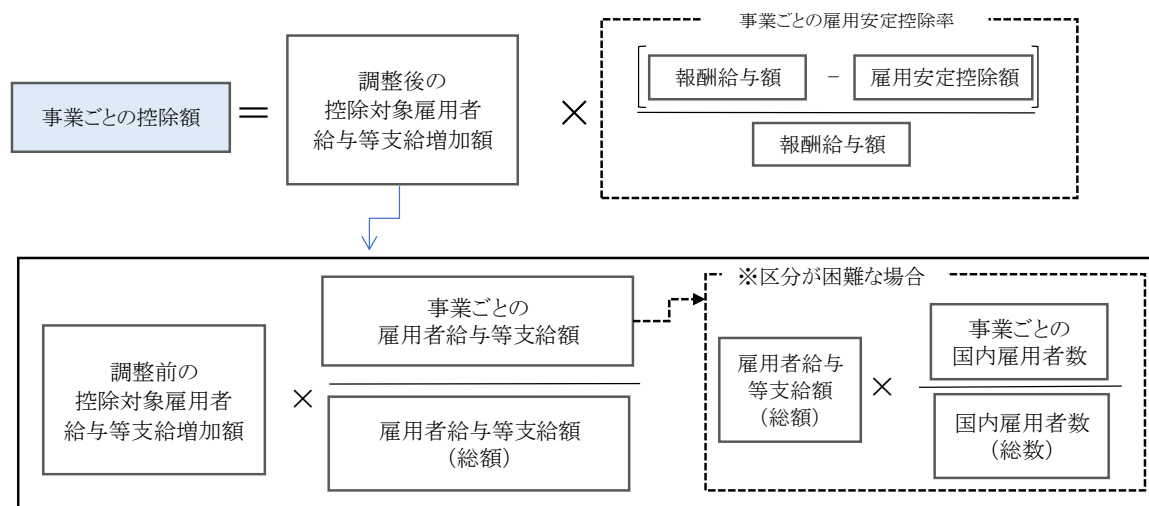
所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行っている場合には、どのように計算しますか？

A. 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の場合、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る金額の割合によって控除対象雇用者給与等支給増加額を按分して控除額を計算します。（取扱通知（県）第 3 章 4 の 2 の 17（1））

この場合において、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって雇用者給与等支給額を計算して、上記控除額の計算を行います。

なお、控除の適用要件の判定では、特段の調整は行いません。

また、非課税事業等と、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の場合には、[Q11](#)と同様に計算しますが、この場合における特定雇用者給与等支給額は、非課税事業等以外の事業について事業ごとに計算することになります。（取扱通知（県）第 3 章 4 の 2 の 17（2）（3））



< 参考 >

所得等課税事業 (1号事業)	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。） （以下の2号事業、3号事業、4号事業以外の事業）
収入金額課税事業 (2号事業)	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 （電気供給業（3号事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業）
収入金額等課税事業 (3号事業)	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 （電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）
特定ガス供給業 (4号事業)	地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 （一部のガス供給業）

Q13

仮決算による中間申告を行う場合にも、適用できますか？

A. 仮決算による中間申告とは、事業年度（通算子法人については、通算親法人事業年度）開始の日から6か月間を1事業年度とみなして仮決算を行い、その仮決算に基づいて中間申告をするものです。当該制度は、仮決算による中間申告の際にも適用できます。（地方税法附則第9条第16項、令和8年改正前地方税法附則第9条第17項）

この場合の控除額の計算は、「適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合」の方法により行います。（[Q4](#) 参照）

Q14

付加価値額の計算における「報酬給与額」と、「賃上げ促進税制」における「給与等」に違いはありますか？

A. 「賃上げ促進税制」における「給与等」とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等をいうため、付加価値額の計算における「報酬給与額」とは異なります。（租税特別措置法第42条の12の5第4項第3号、令和8年改正前租税特別措置法第42条の12の5第5項第3号）

例えば、「報酬給与額」には含める退職手当や企業年金の掛金等は、「給与等」には含めません。また、「賃上げ促進税制」の計算対象となる「国内雇用者」において、役員や外国で勤務する従業員が含まれない点や、派遣労働者については派遣元法人の雇用者として含まれるといった点においても、「報酬給与額」と取扱いが異なります。